

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の概要

第1 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

1 対立抗争による危険を防止するための措置

- (1) 対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争により更に同様の危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、3月以内の期間及び警戒区域を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。
- (2) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、当該特定抗争指定暴力団等の事務所の新設等をしてはならないこととする（直罰）。
- (3) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならないこととする（直罰）。

2 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置

- (1) 公安委員会は、暴力的要求行為等が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者がこれに関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、更に反復して同様の暴力行為が行われるおそれがあると認めるときは、1年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。
- (2) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して暴力的要求行為等をしたものは、これを処罰することとする。
- (3) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して、その相手方に対し、面会の要求等をしてはならないこととする（違反に命令（罰則担保））。
- (4) 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、(1)の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用等に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者等に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に供してはならない旨を命ずることができることとする（罰則担保）。

第2 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等で、当該事務所の使用等の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとする。

第3 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

1 暴力的要求行為の規制の強化

(1) 相手方が拒絶しているにもかかわらず指定暴力団等の威力を示して次の行為をすることを暴力的要求行為として規制する行為に追加する。

ア 金融商品取引業者等に対し、金融商品取引行為を行うことを要求すること。

イ 銀行等に対し、預金等の受入れをすることを要求すること。

ウ 宅地建物取引業者に対し、宅地等の売買等を行うことを要求すること。

エ 建設業者に対し、建設工事を行うことを要求すること。

オ 暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設の管理者に対し、当該施設を利用させることを要求すること。

(2) 国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般をその対象とするとともに、人に対して入札に参加しないこと等をみだりに要求する行為を規制の対象に追加する。

2 準暴力的要求行為の規制の強化

(1) 指定暴力団員は、人が準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととする（違反に命令（罰則担保））。

(2) 指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等を準暴力的要求行為が禁止される者に追加する。

3 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備

(1) 指定暴力団員は、縄張内で営業を営む者のために、用心棒の役務を提供すること等をしてはならないこととする（違反に命令（罰則担保））。

(2) 営業を営む者等は、指定暴力団員に対し、用心棒の役務を提供すること等を要求し、依頼し、又は唆してはならないこととする（違反に命令（罰則担保））。

第4 国及び地方公共団体並びに事業者の責務に関する規定の整備

1 国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととする。

2 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないこととする。

第5 その他

賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加、罰則の強化等の改正を行う。

第6 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（第2については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）